

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、母性健康管理措置の指針(告示)を改正します ～ 労働政策審議会において告示改正案要綱を諮問・答申しました～

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、妊娠中の女性労働者は、職場における作業内容等によって、新型コロナウイルスの感染に大きな不安を抱える場合があります、その心理的なストレスが母体・胎児の健康保持に影響を与えるおそれがあります。
- 母と子という「2つの生命」を守るという観点、そして少子化対策としても、妊娠中の女性労働者が、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境を整備することが重要です。
- このため、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定する予定です(告示改正予定)。

母性健康管理措置とは

- 妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、母子保健法の保健指導・健康診査(妊婦健診等)の際に医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置(通勤緩和、休憩、症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等))を講じることが事業主に義務付けられています。(男女雇用機会均等法第13条)

新型コロナウイルス感染症に関する措置(令和3年1月31日まで)

- 妊娠中の女性労働者が、妊婦健診等に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)等の必要な措置を講じるものとします。
- 令和3年1月31日まで(注)の時限的な措置になります。

(注) 新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

※ 「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正を予定。

適用期日等(予定)

告示日・適用日: 令和2年5月7日(予定)

女性労働者が事業主に的確に指導事項を伝えられるよう、「**母性健康管理指導事項連絡カード**」の活用を促します。

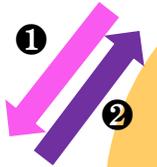
新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）の活用方法（イメージ）



① 保健指導・健康診査を受ける

妊娠中の女性労働者

③ 母健連絡カードを提出し、措置を申し出る



主治医等
(健康診査等を行う
医師、助産師)

② 母健連絡カードに
指導事項を記載する

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 住所 電話番号

産業医 氏名 住所 電話番号

産業保健スタッフ等 氏名 住所 電話番号

人事労務担当者 氏名 住所 電話番号

企業 (事業主)

相談 助言

④ 指導事項に基づき、必要な措置を講じる

項目	内容
2. 労働事項(指示する労働項目)に○を付けてください。	
2.1 長時間労働	長時間労働の制限
2.2 20分休憩	20分休憩の確保
2.3 夜間労働	夜間労働の制限
2.4 重労働	重労働の制限
2.5 危険作業	危険作業の制限
2.6 低温作業	低温作業の制限
2.7 高熱作業	高熱作業の制限
2.8 騒音作業	騒音作業の制限
2.9 振動作業	振動作業の制限
2.10 放射線作業	放射線作業の制限
2.11 有害化学物質作業	有害化学物質作業の制限
2.12 有害物理因子作業	有害物理因子作業の制限
2.13 有害生物作業	有害生物作業の制限
2.14 有害環境作業	有害環境作業の制限
2.15 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.16 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.17 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.18 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.19 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.20 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.21 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.22 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.23 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.24 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.25 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.26 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.27 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.28 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.29 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.30 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.31 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.32 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.33 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.34 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.35 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.36 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.37 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.38 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.39 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.40 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.41 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.42 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.43 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.44 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.45 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.46 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.47 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.48 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.49 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.50 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.51 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.52 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.53 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.54 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.55 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.56 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.57 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.58 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.59 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.60 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.61 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.62 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.63 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.64 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.65 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.66 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.67 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.68 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.69 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.70 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.71 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.72 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.73 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.74 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.75 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.76 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.77 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.78 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.79 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.80 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.81 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.82 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.83 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.84 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.85 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.86 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.87 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.88 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.89 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.90 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.91 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.92 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.93 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.94 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.95 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限
2.96 有害光線作業	有害光線作業の制限
2.97 有害音波作業	有害音波作業の制限
2.98 有害熱線作業	有害熱線作業の制限
2.99 有害放射線作業	有害放射線作業の制限
2.100 有害電磁波作業	有害電磁波作業の制限

措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

裏

症状等	指導項目	標準措置
妊娠中に かかりやすい 病気	発熱	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になるための休憩
	嘔吐	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
多胎妊娠(胎)	軽症	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	重症	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
産後の回復不全	軽症	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	重症	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等に、カード裏面の「特記事項」の欄に指導内容を記入いただくことを予定しています。

(記入例)
新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)の措置を講じること。

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記の措置が必要な期間(当該の予定期間に○を付けてください。)	4. その他の指導事項(措置が必要である場合は○を付けてください。)
1週間(月日～月日)	妊娠中の通勤経路の措置
2週間(月日～月日)	妊娠中の休憩に関する措置
4週間(月日～月日)	
その他()	

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日 所 属 _____

氏 名 _____ 印 _____

事業主 殿 _____

この様式が「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

